

日卸連発第 53 号

令和 3 年 7 月 2 日

会員代表者（理事長・会長） 殿
会員構成員代表者 殿

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会 長 鈴 木 賢
(公 印 省 略)

コンプライアンスの徹底について

日頃より、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る 6 月 30 日、当連合会の複数の会員構成員に対して、独立行政法人地域医療機能推進機構を発注者とする医療用医薬品の入札に関して、独占禁止法違反による有罪判決が言い渡されました。このような事態を招いたことは、医薬品卸売業界全体の信頼を揺るがす重大な問題として重く厳粛に受け止めております。

昨日（7 月 1 日）、当連合会会長に対して、厚生労働省医政局長名により「医薬品卸売業界における法令遵守の徹底について」（別添）の通知が発出されました。今般の事案により、医薬品卸売業界全体に対する社会的な信用が毀損され、薬価制度の信頼性に対する国民の疑念を招く事態となったことを重く受け止め、会員及び会員構成員に対し、コンプライアンスの更なる徹底を求めるなど、全力を挙げて対処するよう要請されたところであります。

当連合会としては、これまで、別紙のとおり、コンプライアンスに関するルールを定め、それに基づいた取組みを実施するとともに、本年 5 月の通常総会において「コンプライアンス宣言」を決議し、当連合会並びに会員及び会員構成員が、一丸となって社会的責任と使命を意識し、誠実かつ確固たる倫理観に基づき、コンプライアンスをより一層強化することなどを宣言しております。

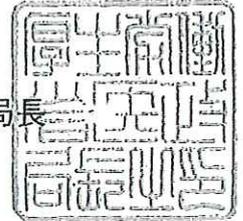
つきましては、今回の事態を機に、今一度、各会員及び各会員構成員のそれぞれが、これまで連合会として定めたコンプライアンスに関するルールを適切に遵守していただいているか、再点検していただきますようお願いいたします。今後、全ての役員並びに従業員が、独占禁止法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、疑わしい行動は一切行わないなど、二度とこのような事態を引き起こすことがないように、コンプライアンスを徹底していただきますようお願いいたします。

医政発0701第21号

令和3年7月1日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会会長 殿

厚生労働省医政局長



医薬品卸売業界における法令遵守の徹底について

独立行政法人地域医療機能推進機構が実施した医薬品調達的一般競争入札に絡み、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為を行ったとして複数の医薬品卸売販売業者が起訴され、令和3年6月30日に有罪判決があったところであり、公判の中で当該企業各社も起訴事実を認めている。

公的医療保険制度下で医療用医薬品の流通を担う医薬品卸売販売業者においては、公正な競争・取引を通じて透明かつ適切な市場実勢価格が形成されるよう努める必要があり、独占禁止法をはじめとする関係法令遵守の徹底は、その社会的使命を果たしていく上で最も重要な責務である。

加えて、今般の事案は、医薬品卸売業界の中で模範となるべき企業が法令に違反する行為を行ったものであり、このことにより業界全体に対する社会的な信用が毀損し、薬価制度の信頼性に対する国民の疑念を招く事態となったことを重く受け止め、貴団体においては会員企業に対しコンプライアンスの更なる徹底を求めるなど、全力を挙げて対処されることを要請する。

連合会が定めたコンプライアンスに関するルール

- ① 貴組合（協会）における今後の会議の運営について
(令和元年12月24日)
- ② 会議の運営について（机上配布用）
- ③ 貴組合（協会）における今後の会議の運営への取組みについて
(令和2年2月3日)
- ④ WEB（メール等）で開催した理事会、委員会等（会議）の
コンプライアンス確保について (令和2年9月24日)
- ⑤ 2021年重点事項 (令和3年1月28日)
- ⑥ コンプライアンス宣言 (令和3年5月27日)

会員代表者（理事長・会長）殿

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会長 渡辺 秀一
(公印省略)

貴組合（協会）における今後の会議の運営について

日頃より、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、独立行政法人 地域医療機能推進機構における医薬品の納入について、公正取引委員会は独占禁止法違反の疑いで当連合会の会員構成員 4 社に対して、犯則調査権に基づく強制調査を実施いたしました。

このことを受け、当連合会では、本年 11 月 29 日付で会長名により「会員構成員企業への公正取引委員会による強制調査について」（別紙 1）を公表し、今後の事実関係等を踏まえつつ、会員構成員各社がコンプライアンスを更に徹底するよう取組みを強めるとともに、医薬品を安全かつ安定的に供給することなどにより、社会的信頼の回復に努めていくことといたしました。

当連合会においては、当面の対応として、令和 2 年 1 月以降の理事会、委員会等の運営について、別紙 2 のとおり「医療用医薬品流通の在り方について議論を行う会議（理事会や卸・薬価問題検討委員会など）については、独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる。」「理事会及び全ての委員会について、議事内容を録音し、3 年間保存する。」ことといたしました。

つきましては、当連合会の取組みについてご理解いただくとともに、貴組合（協会）におかれましても、コンプライアンスの意識を高め、独占禁止法をはじめとする法令の遵守を徹底するため、今後の会議の運営について適切な対応を行うようお願い申し上げます。

(別紙 1 については省略)

理事会、委員会等の今後の運営について

令和元年 12 月 24 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

当連合会では、今後、コンプライアンスの意識を高めるとともに、法令遵守の徹底を図るため、令和 2 年 1 月から下記のとおり対応することとする。

記

1. 医療用医薬品流通の在り方について議論を行う以下の会議については、独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる。

- ・ 正副会長会議
- ・ 理事会
- ・ 流通改善推進委員会
- ・ 卸・薬価問題検討委員会

2. 理事会及び全ての委員会について、議事内容を録音し、3 年間保存する。

※ 大衆薬流通に関する会議についても、上記に準じた取扱いとする。

(机上配布用)

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

会議の運営について

1. 公正取引委員会による強制調査に関する件については、話題にしない。

2. 会議での議論並びに決定事項が独占禁止法に違反することのないよう、以下に十分留意すること。
 - 取引価格に関する議論は行わない。
※価格に関する共通認識を持つ会合にしてはならない。

 - 営業手段についての議論は行わない。
※競争条件の共通認識を持つ会合にしてはならない。
例：休日の営業は行わない。
1日の配送回数を一律にする。
特定の卸が営業している病院、薬局に営業してはならない。

 - 合意事項を所属会員に強制してはならない。
※モデルケースを示すこと、効果があった事例を紹介することについては問題ない。

3. コンプライアンスの意識を高めるとともに、法令遵守の徹底を図るため、議事内容を録音し、3年間保存する。

令和2年2月3日

都道府県卸組合（協会）事務局 様

(一社) 日本医薬品卸売業連合会
事務局

貴組合（協会）における今後の会議の運営への取組みについて

日頃より、当連合会の事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会では、昨年12月24日付で会長名により「貴組合（協会）における今後の会議の運営について」（参考）を発出いたしました。

その中で当連合会の当面の対応として、令和2年1月以降の理事会、委員会等の運営について、別紙2のとおり「医療用医薬品流通の在り方について議論を行う会議（理事会や卸・薬価問題検討委員会など）については、独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる。」、「理事会及び全ての委員会について、議事内容を録音し、3年間保存する。」ことといたしました。

また、当該通知の中で、こうした当連合会の取組みについてご理解いただくとともに、貴組合（協会）においても、今後の会議の運営について適切な対応を行っていただくようお願いいたしました。

これについて、当連合会の事務局において、別添1のような対応が考えられるのではないかと整理してみましたので、これらを参考に、今後の会議の運営について、貴組合（協会）の実情に即した厳正かつ適切な取組みを行っていただくようお願いいたします。

(参考及び別紙2については省略)

卸組合（協会）における取組みの参考例

1. 会議の開催について

できる限り議題を限定した上で会議を開催し、会議の運営についての留意点をまとめた書面を机上配布する。（別添 2 参照）

2. 会議における議論について

公正取引委員会による強制調査に関する件については話題にしない。

個々の医療機関や薬局等の名称、具体的な数字について発言することは避けること。特定の事例や具体的な数字を踏まえて取引価格や営業手法に関する議論を行うことは、独占禁止法に抵触するおそれがあるため決して行わない。

流通改善（単品単価交渉や早期妥結の推進、本体価格での価格交渉の推進等）や医薬品の安定供給（東京オリンピック・パラリンピックなどの大きなイベント期間中の円滑な供給体制の構築、災害・パンデミック時における安定供給の確保等）について議論することは、上記の点に留意すれば、問題はないと考えられる。

3. 弁護士等の同席について

医薬品流通に関する会議を開催する場合には、独占禁止法に詳しい弁護士の同席が望ましいが、同席が難しい場合には、例えば、独占禁止法に詳しい担当者又はコンプライアンス部門の担当者を同席させる。

この場合において、会議中の発言について、独占禁止法などに抵触する懸念がある場合には、その旨を直ちに表明し、その発言を中止させる。

4. 議事内容の録音・保存について

全ての会議において、議事内容を録音し、3年間保存する。

（別添 2 については省略）

WEB（メール等）で開催した理事会、委員会等（会議）の コンプライアンス確保について

1. 経緯及び目的

卸連合会では、令和2年1月から、理事会、委員会等の開催については、法令遵守の徹底を図るため、「医療用医薬品流通の在り方について議論を行う会議については、独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる。」「理事会及び全ての委員会について、議事内容を録音し、3年間保存する。」の取組みを行っている。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、理事会、委員会等において参集して開催することは困難な状況にあるため、WEB（メール等）を活用して開催している。

については、WEB（メール等）を活用して開催した場合にも、通常の会議と同等のコンプライアンスの確保を図ることとしたい。

2. 対応方法

理事会、委員会等（大衆薬流通に関する会議を含む）におけるコンプライアンスの確保の方法について、原則、上記の参集し開催した場合の取組みの考え方を準用する。

【メールを活用した場合】

(1) 「医療用医薬品流通の在り方について議論を行う会議については、独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる」の代替方法

(卸・薬価問題検討委員会、流通改善推進委員会 など)

メールでの開催であっても弁護士を同席させたと同等の効果を持たせる必要があるため、メールを活用した開催に当たっても、弁護士のチェック（関与）を求めることとする。

①事前に、理事会、委員会等の協議事項、資料について、独禁法上問題ないことの確認を求める。

②事後に、各理事、各委員等から送付のあった意見（当該意見を受け、事務局でのとりまとめを含む）について、独禁法上問題ないことの確認を求める。

(2)「理事会及び全ての委員会について、議事内容を録音し、3年間保存する」の代替方法

メールでの開催であっても、録音と同等の効果を持たせる方法として、

- ✓ 事務局から各理事、各委員等へ送信した「開催する理事会、委員会」の議事に関するメール（添付した資料を含む）
- ✓ 各理事、各委員等から意見を付して返信された「開催された理事会、委員会等」に関するメール
- ✓ 弁護士と事務局との当該理事会、委員会等に関するやり取りのメール

について、3年間保存する。

※ WEB（メール等）を活用し開催していく中で、自動的に適切な場所にメールを保存するための標準的な仕組みを構築する。なお、メールに添付された文書ファイル（ワード、エクセル等のファイル）については、別途、理事会、委員会の開催ごとに録音データが格納されている「会議録音保存フォルダ」に録音データの保存と同様に当該フォルダに格納する。

【WEB（Zoom）を活用した場合】

(1)「医療用医薬品流通の在り方について議論を行う会議については、独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる」の代替方法

Zoom 開催の場合には、弁護士にオンラインにて参加していただくこととする。

(2)「理事会及び全ての委員会について、議事内容を録音し、3年間保存する」の代替方法

Zoom の機能として、録音機能が実装されているため、録音したデータを3年間保存する。

【参集して開催とメール及びWEB（Zoom）での開催を併用した場合】

それぞれの運営方法に則って、運用する。

2021年重点事項

2021年1月28日
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
理事会決定

医薬品卸を取り巻く状況は、これまで例を見ないほど厳しい。
このことを踏まえ、当連合会は、2021年重点事項を以下のとおり定め、
会員・会員構成員企業が一致団結して、真摯に取り組みを進める。

1. コンプライアンスの強化

当連合会では、一昨年11月以降、コンプライアンスの強化に努めてきたが、今後は、その取り組みを更に強化する。(別紙のとおり。)

2. 新型コロナウイルス感染症下における医薬品の安定供給

新型コロナウイルス感染症ワクチンの流通に協力するとともに、新型コロナウイルス感染症下においても医療に支障が生ずることのないよう安定供給を行う。

3. 医薬品流通を巡る環境変化への対応

今後、連合会として鋭意検討を進め、対応する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症下における流通改善の推進
- (2) 薬価改定への対応 (薬価制度の在り方)
- (3) デジタル化・SDGs などへの対応

コンプライアンスの強化について

当連合会では、これまでの取組みに加え、コンプライアンスの更なる強化を図るため、以下の取組みを実施する。

1. コンプライアンス遵守の姿勢の一層の明確化

- 総会において、コンプライアンス宣言を公表するなど、コンプライアンス遵守について決定する。
- 総会・地区会議※においてコンプライアンスを議題とし、総会では連合会から、地区会議では各卸組合（協会）から報告を求める。
※ 原則、年1回、7地区（①北海道地区、②東北地区、③関東・甲信越地区、④東海地区、⑤近畿・北陸地区、⑥中国・四国地区、⑦九州地区）で開催
- 会員構成員企業がコンプライアンス遵守に一層努めるよう、コンプライアンスへの取組状況について定期的に報告を求める。

2. コンプライアンスに関するルールの確実な実施及び強化

- 独占禁止法に詳しい弁護士と同席、議事内容の録音・保存などを確実に実施する。
- 上記の医療用医薬品流通の在り方について議論を行う会議に加え、総会・地区会議においても、独占禁止法に詳しい弁護士と同席を実施する。

3. コンプライアンス研修の強化

- 会員及び会員構成員企業に対して、コンプライアンス遵守を目的とした研修を強化する。

4. 公正取引委員会の調査結果公表後の対応

- 公正取引委員会の調査内容が明らかとなり、新たな対応が必要であれば、適宜検討を行い、実施する。

コンプライアンス宣言

令和3年5月27日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会並びにその正会員及び会員構成員企業は、社会的責任と使命を意識し、誠実かつ確固たる倫理観に基づき、コンプライアンスをより一層強化するために、以下の通り宣言します。

1. 法令及び諸規程の遵守

私たちは、法令及び諸規程を遵守し、企業人、社会人として良識ある行動を心がけます。

2. 公正かつ自由な競争の確保、不正行為の撲滅

私たちは、公正かつ自由な競争の確保に十分に留意し、独占禁止法等の関係法令に抵触するような行為は一切行いません。また、不正行為・違法行為の誘いは断固として拒否します。

3. 持続可能な社会の実現

私たちは、公正かつ安心できる医薬品の流通体制を構築し、医薬品の安定供給という社会的使命を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

4. 厳格な品質管理の徹底

私たちは、医薬品医療機器等法を含む各種の法令を遵守し、医薬品の供給において、厳格な品質管理を徹底します。

5. 契約の遵守

私たちは、取引先と公正な契約を締結し、これを遵守します。

6. 機密情報・個人情報の適切な管理

私たちは、自らの保有する機密情報（個人情報を含む。以下同じ。）及び取引先等を含む第三者より入手した機密情報を法令、諸規程及び契約に則り適切に管理・保護・利用いたします。

7. インサイダー取引の禁止

私たちは、業務遂行上、正会員、会員構成員企業やその取引先を含む第三者の重要情報を知った場合には、当該情報が正式に公表されるまでは、インサイダー取引やその疑いを招くような行動・行為は一切とりません。

8. 反社会的勢力との関係の根絶

私たちは、反社会的勢力との関係を持たず、反社会的勢力の活動を助長するような行為を一切行いません。

9. 公私の厳格な峻別

私たちは、個人の利害と会社の利害を厳格に区別し、誠実に業務の遂行を行います。

10. 人権の尊重

私たちは、人権を尊重し、国籍、人種、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別やハラスメント（いやがらせを含む。）を一切行いません。

11. コンプライアンス違反への対応

私たちは、コンプライアンス違反事例が発生した場合には、正確な事実関係の把握及び根本的な原因の解明に努め、再発の防止を徹底します。